



# 山形県公報

平成23年10月25日（火）  
第2288号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県河川法施行細則の一部を改正する規則……………（河 川 課）…1066

### 告 示

- 災害等による県税の納期限等の指定……………（税 政 課）… 同
- 指定管理者の指定……………（生活文化課）…1067
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（みどり自然課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（子育て支援課）… 同
- 同……………（長寿社会課）…1068
- 同……………（工業振興課）… 同
- 同……………（観光交流課）… 同
- 同……………（森 林 課）… 同
- 同……………（都市計画課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1069
- 同……………（空港港湾課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（教 育 庁）…1070

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会10月定例会の招集…………… 同

### 企業局関係

#### 告 示

○指定管理者の指定…………… 同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…1071
- 同……………（ 同 ）…1072
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）…1073
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（新庄病院）…1074
- 一般競争入札の公告……………（鶴岡病院）… 同

# 規 則

山形県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第41号

### 山形県河川法施行細則の一部を改正する規則

山形県河川法施行細則（昭和40年10月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

|       |     |                                                  |                                                     |         |   |                                                  |                                                     |     |                         |
|-------|-----|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------|---|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----|-------------------------|
| 別記様式中 | 年   | 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）<br>氏名（法人にあつては法人の名称及び代表者氏名） | 河川敷地（堤防）<br>占用又は採取区域<br><br>m <sup>2</sup><br>(アール) | 期間      | を | 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）<br>氏名（法人にあつては法人の名称及び代表者氏名） | 河川敷地（堤防）<br>占用又は採取区域<br><br>m <sup>2</sup><br>(アール) | 年 年 | に、「採取区域m <sup>2</sup> 」 |
|       | 月 月 |                                                  |                                                     | 年 年     |   |                                                  |                                                     |     |                         |
|       | 日 日 |                                                  |                                                     | 月 月     |   |                                                  |                                                     |     |                         |
|       |     |                                                  |                                                     | 日 日     |   |                                                  |                                                     |     |                         |
|       |     |                                                  |                                                     | 許可番号 許可 |   |                                                  |                                                     | から  |                         |
|       |     |                                                  |                                                     |         |   |                                                  |                                                     | まで  |                         |

を「採取区域 m<sup>2</sup>」に、「許可」を「許可番号 許可」に改め、同様式の備考中「角9cm」を「9cm角」に改め、同備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 河川法第24条の許可を受けた者は、許可期間、許可年月日及び許可番号の表示を要しない。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の山形県河川法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた土地の占用及び土石等の採取に係る標識について適用し、同日前に許可を受けた土地の占用及び土石等の採取に係る標識については、なお従前の例による。

# 告 示

## 山形県告示第892号

平成23年4月県告示第344号（災害等による県税の納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税並びに地方消費税の納税者に係るもの（個人の事業税にあつては、申告に限る。）に限る。）は、その期限が平成23年3月11日から同年12月14日までに到来するものについて、同月15日とする。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 指定地域

岩手県（宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町に限る。）  
及び宮城県（気仙沼市、多賀城市及び本吉郡南三陸町に限る。）

## 山形県告示第893号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県民会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県県民会館
- 2 指定した団体 山形市桜町一丁目3番32号  
株式会社ステージアンサンブル東北支社
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 山形県告示第894号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県郷土館等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県郷土館及び県政史緑地
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目2番36号  
財団法人山形県生涯学習文化財団
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 山形県告示第895号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立自然博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県立自然博物館
- 2 指定した団体 西村山郡西川町大字月山沢293番地3  
特定非営利活動法人エコプロ
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第896号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県志津野営場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県志津野営場
- 2 指定した団体 西村山郡西川町大字水沢2304番地  
西川町総合開発株式会社
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第897号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県こども館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県こども館

- 2 指定した団体 山形市小白川町二丁目3番31号  
特定非営利活動法人みらい子育てネット山形
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第898号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県介護学習センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県介護学習センター
- 2 指定した団体 山形市小白川町二丁目3番31号  
一般社団法人山形県社会福祉士会
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第899号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県産業科学館
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号  
山形県中小企業団体中央会
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第900号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県観光情報センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号  
社団法人山形県観光物産協会
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第901号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県県民の森
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番地  
財団法人山形県みどり推進機構
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第902号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、悠創の丘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 悠創の丘

- 2 指定した団体 山形市南栄町二丁目9番26号  
悠創の丘企業共同体
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 

**山形県告示第903号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、健康の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 健康の森公園
- 2 指定した団体 山形市富神台12番地  
健康の森公園管理共同企業体
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 

**山形県告示第904号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県ふるさと交流広場
- 2 指定した団体 山形市五十鈴一丁目4番47号  
株式会社田園創成研究所
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 

**山形県告示第905号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、酒田北港緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 酒田北港緑地
- 2 指定した団体 酒田市北新橋一丁目12番13号  
クリーンサービス株式会社
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 

**山形県告示第906号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、酒田北港緑地展望台の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 酒田北港緑地展望台
- 2 指定した団体 酒田市北千日町24番15号  
特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 

**山形県告示第907号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県酒田海洋センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県酒田海洋センター

- 2 指定した団体 酒田市北千日町24番15号  
特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 山形県告示第908号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県生涯学習センター等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センター
- 2 指定した団体 山形市緑町一丁目2番36号  
財団法人山形県生涯学習文化財団
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 教育委員会関係

#### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

平成23年10月25日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成23年10月26日（水）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
- (1) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について
  - (2) 山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - (3) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
  - (4) 平成25年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について
  - (5) 平成24年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について
  - (6) 山形県産業教育審議会委員の解任及び委嘱について
  - (7) 教職員の人事について

### 企業局関係

#### 告 示

#### 山形県企業告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年10月25日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

- 1 公の施設の名称 山形県営駐車場
- 2 指定した団体 山形市旅籠町三丁目5番10号  
株式会社セーフティー山形
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年2月25日まで縦覧に供する。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ白山店

山形市白山二丁目1番28号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考            |
|---------------|---------|---------|----------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前10時   | 午後10時   | 年間90日は開店時刻午前9時 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|-----|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後10時   |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間90日は午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成23年10月12日

5 届出年月日

平成23年10月11日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年2月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成24年2月25日まで縦覧に供する。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ天童北店  
天童市乱川四丁目1番1号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考            |
|---------------|---------|---------|----------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前10時   | 午後10時   | 年間90日は開店時刻午前9時 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|-----|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前9時    | 翌日の午前0時 |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間90日は午前8時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

- 4 変更年月日  
平成23年10月12日
- 5 届出年月日  
平成23年10月11日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年2月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年2月25日まで縦覧に供する。

平成23年10月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワバイパス店

山形市上山家町字下宿760番1

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小売業を行う者 | 開店時刻  | 閉店時刻  | 備考             |
|---------|-------|-------|----------------|
| 全ての小売業者 | 午前10時 | 午後10時 | 年間90日は開店時刻午前9時 |

(変更後)

| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 閉店時刻    | 備考 |
|---------|------|---------|----|
| 全ての小売業者 | 午前9時 | 翌日の午前0時 |    |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間90日は午前8時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成23年10月13日

5 届出年月日

平成23年10月12日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年2月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成24年2月25日まで縦覧に供する。

平成23年10月25日

山形県知事 吉村美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ天童西店  
天童市南小畑26番3外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者 | 開店時刻  | 閉店時刻  | 備考             |
|---------|-------|-------|----------------|
| 全ての小売業者 | 午前10時 | 午後10時 | 年間90日は開店時刻午前9時 |

(変更後)

| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 閉店時刻    | 備考 |
|---------|------|---------|----|
| 全ての小売業者 | 午前9時 | 翌日の午前0時 |    |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間90日は午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成23年10月13日

5 届出年月日

平成23年10月12日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年2月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年10月25日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 落札に係る物品の名称及び数量 磁気共鳴断層撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課施設用度係  
新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成23年9月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422番地の2
- 5 落札金額 117,600,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年9月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年10月25日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

- 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                     | 日 時                       | 入札に付する物件                                                                   | 予定価格       |
|-----------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------|
| 鶴岡市高坂字堰下28番地<br>山形県立鶴岡病院<br>管理棟3階 第一会議室 | 平成23年11月21日（月）<br>午後1時30分 | （鶴岡病院医師第5号公舎跡地）<br>鶴岡市大西町3番15<br>宅地（実測）283.38平方メートル<br>（公簿）283.36平方メートル    | 8,640,000円 |
|                                         | 平成23年11月21日（月）<br>午後3時00分 | （鶴岡病院医師第2号公舎跡地）<br>鶴岡市本町三丁目18番19<br>宅地（実測）210.53平方メートル<br>（公簿）235.52平方メートル | 7,440,000円 |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれかに該当する者
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの。

## 3 契約条項を示す場所

山形県立鶴岡病院総務経営課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 6 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を平成23年11月14日（月）午後3時までに山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係に提出すること。
- (2) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                   | 場 所                                  | 日 時                      |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| （鶴岡病院医師第5号公舎跡地）<br>鶴岡市大西町3番15<br>宅地（実測）283.38平方メートル<br>（公簿）283.36平方メートル    | 鶴岡市高坂字堰下28番地<br>山形県立鶴岡病院<br>管理棟4階 講堂 | 平成23年11月2日（水）<br>午後2時00分 |
| （鶴岡病院医師第2号公舎跡地）<br>鶴岡市本町三丁目18番19<br>宅地（実測）210.53平方メートル<br>（公簿）235.52平方メートル |                                      | 平成23年11月2日（水）<br>午後3時00分 |

- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、鶴岡病院総務経営課（電話0235-22-2690）に問い合わせること。

平成23年10月25日印刷  
平成23年10月25日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056